

平成 29 年 11 月 7 日  
海事局安全政策課

国際油濁補償基金監査委員に日本人の春成誠氏が再任  
～国際油濁補償基金第 22 回総会の結果について～

国際油濁補償基金（IOPCF）第 22 回総会等が平成 29 年 10 月 30 日から 11 月 2 日まで英国ロンドンにて開催されました。

今次会合では、基金の健全な運営をチェックする役割を担う監査委員（定員 6 名）について選挙が行われ、春成誠氏（運輸総合研究所理事長）が最大の票を得て再任されました。

国際油濁補償基金（以下、「基金」）とは、タンカーの事故により巨額の油濁損害が発生した場合に、当該事故により損害を受けた被害者に対して適切な補償がなされるよう設立された国際機関であり、ロンドンに本部が置かれています。基金は、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者（石油元請け事業者等）が負担する拠出金により運営されており、日本は最大の拠出国の 1 つです。

今次会合（1992 年基金第 22 回総会、同基金第 69 回理事会、2003 年追加基金第 14 回総会）には、我が国から国土交通省、石油海事協会、（一社）日本船主協会、（公財）日本海事センター、学識経験者等からなる代表団が出席し、監査委員選挙へ参加したほか、その他の各議題について我が国意見の反映に努めました。

**主な審議事項**（詳細は別紙をご参照ください）

**（1）監査委員の選挙について**

基金の運営全般を監査する監査委員会（定員 6 名）について、3 年の任期満了に伴う監査委員選出のための選挙が実施され、日本が推薦した春成誠氏が最大の票を得て再任されました。

**（2）Agia Zoni II 号の事故（本年 9 月にギリシャ沖で発生した油濁事故）の処理**

事故の概要について報告が行われ、基金から被害者に対する補償の支払いを開始することが決定されました。

**（3）環境損害の請求に係るガイドラインの採択**

環境損害について、その被害者が補償を請求する際に参考となる「環境損害の請求に係るガイドライン」案が提案され、採択されました。

<問合せ先>

海事局 安全政策課 渡邊・花房

代表 03-5253-8111（内線 43-266、43-268）

直通 03-5253-8616 FAX 03-5253-1642

## 国際油濁補償基金第 22 回総会の主な審議結果

### 1. 監査委員の選挙について

今次会合では、基金の運営全般を監査する監査委員会（定員 6 名）について、3 年の任期満了に伴う監査委員選出のための選挙が実施されました。基金への最大拠出国の 1 つである我が国にとって、拠出金が適切に被害者の補償に充てられているか等、基金の適切な運営を精査する監査委員の役割は非常に重要です。我が国からはこれまで、故谷川久氏（成蹊大学名誉教授）、落合誠一氏（東京大学名誉教授）がそれぞれ 2 期、合計 6 年ずつ監査委員を務めてきたところです。春成氏は平成 26 年に落合氏の後を継ぐ形で監査委員に当選し、基金の運営に大いに貢献してきました。そうした実績を踏まえ、我が国として同氏を推薦し、選挙に臨んだ結果、同氏が委員の一人として最大の票を得て当選・再任されました。※

※投票結果： 1 位 春成誠氏（日本：51 票）  
2 位 Ms. Birgit Solling Olsen（デンマーク：46 票）  
3 位 Mr. Vatsalya Saxena（インド：44 票）  
4 位 Mr. Jose Luis Herrera Vaca（メキシコ：42 票）  
5 位 Mr. Jerry Rysanek（カナダ：41 票）  
6 位 Mr. Eugene Ngango Ebandjo（カメルーン：41 票）



春成 誠氏のプロフィール：  
元国土交通省海事局長。（公財）海事センター理事長を経て、  
現在（一財）運輸総合研究所理事長。

### 2. Agia Zoni II 号の事故（本年 9 月にギリシャ沖で発生した油濁事故）の処理

本年 9 月 10 日にギリシャのサラミナ沖で発生した Agia Zoni II 号の油流出事故について、被害の状況及び流出した油の清掃作業等の報告が行われました。Agia Zoni II 号は、約 35 メートルの海底に沈没し、流出した油の量は約 700 立方メートルと推定されています。

この事故により、ギリシャの沿岸が数 10 キロメートルにわたり汚染されており、観光産業の損害や環境汚染損害が発生することが予想されています。基金事務局は、本件事故対応のため、現地事務所を開設しました。総会では、引き続き情報収集を進めつつ、必要な補償の支払いを開始することが決定されました。

### 3. 環境損害の請求に係るガイドラインの採択

平成 28 年 4 月の臨時総会において、基金に対して、環境損害についての補償を請求する被害者の参考とすることを目的とした「環境損害の請求に係るガイドライン」案が提案されました。

その後、同年 10 月の総会、平成 29 年 4 月の臨時総会において、ガイドライン案について議論が重ねられ、今次会合において修正ガイドライン案が採択されました。本ガイドラインは、既に発行されている基金の「請求情報パック (Claims Information Pack)」に今後追加され、オンラインで閲覧が可能となる予定です。

掲載予定の URL : <http://www.iopcfunds.org/publications/iopc-funds-publications/>

以上